

令和7年度 保育所入所選考基準表

施設名		児童名							
1. 基本事項				指数	父	母			
番号	類型	細目	適用						
1	居宅労働	常雇（月20日以上） 1日7時間以上	事務所に常時雇用されている者	10					
				パート等	月16日以上 1日5時間以上	時給、日雇等の雇用形態で常雇と比較して労働時間が短いもの、及びその他の不安定就労者であってその従事期間の実態による	9		
		月20日以上 1日4時間以上5時間未満			8				
		月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満			7				
		農人	月20日以上 1日7時間以上		農作業、漁業等で主たる従事者であるもの	10			
			月16日以上 1日5時間以上			8			
			月20日以上 1日4時間以上5時間未満			7			
			月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満			6			
		外労働	家族（協力者）		月20日以上 1日7時間以上	農作業、漁業等で主たる従事者に協力して従事しているもの	8		
				月16日以上 1日5時間以上	7				
	月20日以上 1日4時間以上5時間未満			6					
	月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満		5						
	自営		本人	月20日以上 1日7時間以上	居宅外の自営業で、主たる従事者であるもの		10		
				月16日以上 1日5時間以上			9		
		月20日以上 1日4時間以上5時間未満		8					
		月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満		7					
		家族（協力者）	月20日以上 1日7時間以上	居宅外の自営業で、主たる従事者に協力して従事しているもの		8			
			月16日以上 1日5時間以上			7			
			月20日以上 1日4時間以上5時間未満			6			
	月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満	5							
就労予定			外勤等勤務先が内定したもの 勤務先未定のもの	8 4					
2	居宅内労働	本人	居宅内の自営業で、主たる従事者であるもの	月20日以上 1日7時間以上	10				
				月16日以上 1日5時間以上	8				
		月20日以上 1日4時間以上5時間未満		7					
		月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満		6					
		家族（協力者）		月20日以上 1日7時間以上	居宅内の自営業で、主たる従事者に協力して従事しているもの	8			
	月16日以上 1日5時間以上		7						
	月20日以上 1日4時間以上5時間未満		6						
	家庭内労働	職	月20日以上 1日7時間以上	家計補助を目的としてメーカー、問屋、あるいは直接需要者から頼まれて自宅で物品の製造加工に日々従事するもので日中の従事時間による	9				
			月16日以上 1日5時間以上		7				
	月20日以上 1日4時間以上5時間未満	6							
月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満	5								

1. 基本事項				指数	父	母	
番号	類型	細目	適用				
3	出産	本人	出産前2か月、後2か月	9			
		入院	おおむね1か月以上の入院	10			
	病气・療養・心身障害等	居室	常時臥床	疾病のため1か月以上安静	10		
			精神障害	医師が長期加療（安静）を要すると診断したもの	10		
		一般療養	医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断したもの	9			
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	7		
			身体障害等	身障手帳1・2級 療育手帳A級 身障手帳3級 療育手帳B級 身障手帳4級以下	10 8 6		
	5	病人の介護・看護等	入院付添	おおむね1か月以上親族の入院・付添にあつているもの	9		
			寝たきり、痴呆症等の身辺自立不可能者の看護		9		
		居室内介護・看護等	医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断した者の看護		9		
比較的軽症であるが、長期的療養、通院を要すると診断された者の看護 障害者の介護、通院、通学の介助				8 7			
6	災害	家庭の災害	火災、風水害、震災、その他の災害等で復旧にあたる場合	10			
7	その他	就学等	月20日以上 1日7時間以上	就学・技術習得のため、保育にあたることのできない場合	9		
			月20日以上 1日5時間以上7時間未満		8		
			月20日以上 1日4時間以上5時間未満		6		
			月16日以上20日未満 1日4時間以上5時間未満		5		
			不存等		死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前根とした別居により保育に欠ける場合	10	
	父母の虐待・ネグレスト等により家庭での保育が好ましくない 前各号に掲げるものの外、市長が承認した場合	10 10					
	2. 家庭環境						
生活保護世帯				1			
母子・父子世帯				2			
社会的養護が必要な児童の場合（里親家庭など）				5			
深夜労働で昼間は自宅で休息している				△2			
65歳未満の無職（求職中含む）の同居の親族あり				△3			
弟、妹が入所していない				△4			
父又は母が保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童クラブの指導員等として勤務又は勤務予定				5			

指数合計点	
認定区分	標準・短時間
※アレルギーの有無	無・有（ ）
※発達についての心配	無・有（ ）
※その他配慮が必要なこと	無・有（ ）